## 大家畜・養豚特別支援資金の貸付金利等について(事務連絡)

畜産特別資金融通事業のうち大家畜・養豚特別支援資金の融資機関の貸付金利、農家等への貸付利率及び利子補給率について、「畜産特別支援資金融通事業実施要綱」(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号)別添1の第2の2の(9)のオの規定に基づき、下記のとおりお知らせします。

資	貸付年度	融資機 関の貸 付金利 (%)	貸付利率(%)				利子補給率(%)			
金 名			一般	特認	経営継承	残高 借換	一般	特認	経営継承	残高 借換
大家畜特別支援資金	令和 5 年度 (5 月 31 日)	2. 05	0.80	0.80	0.80	1	1.01	1.01	1.01	_
	令和 5 年度 (11 月 30 日)	2. 45	1. 20	1. 20	1. 20	_	1.01	1.01	1. 01	_
	令和 5 年度 (2 月 29 日)	2. 35	1. 10	1. 10	1. 10	_	1.01	1.01	1.01	_
	令和 5 年度 (3 月 25 日)	2. 35	1. 10	1. 10	1. 10	_	1.01	1.01	1.01	_
	令和 6 年度 (4 月 30 日)	2. 35	1. 10	1. 10	1. 10	_	1.01	1.01	1.01	_
	令和6年度 (5月31日)	2. 45	1. 20	1. 20	1. 20	_	1.01	1.01	1.01	_
	令和 6 年度 (7 月 1 日)	2. 65	1.40	1.40	1.40	_	1.01	1.01	1.01	_
	令和 6 年度 (7 月 31 日)	2. 65	1.40	1.40	1.40	_	1.01	1.01	1.01	_
	令和 6 年度 (9 月 2 日)	2. 65	1.40	1.40	1.40	_	1.01	1.01	1.01	_
	令和 6 年度 (9 月 30 日)	2. 55	1. 30	1. 30	1. 30	-	1.01	1.01	1.01	_
	令和 6 年度 (10 月 31 日)	2. 45	1. 20	1. 20	1. 20	-	1.01	1.01	1.01	_
	令和 6 年度 (12 月 2 日)	2. 55	1. 30	1. 30	1. 30	_	1.01	1.01	1. 01	_
	令和 6 年度 (12 月 25 日)	2. 65	1. 40	1. 40	1. 40	-	1.01	1.01	1.01	_
	令和 6 年度 (2 月 28 日)	2. 75	1. 50	1. 50	1. 50	-	1.01	1.01	1.01	_
	令和7年度 (6月2日)	3. 05	1.80	1.80	1.80	-	1.01	1.01	1.01	_
	令和7年度 (9月1日)	3. 25	2.00	2.00	2.00	-	1.01	1.01	1.01	_
	令和7年度 (12月1日)	3. 35	2. 10	2. 10	2. 10		1.01	1. 01	1.01	_
	令和7年度 (3月2日)									
	令和8年度 (6月1日)									
	令和 8 年度 (11 月 30 日)									

資		融資機 関の貸	貸付利率(%)				利子補給率(%)				
金 名	貸付年度	付金利   (%)	一般	特認	経営継承	残高 借換	一般	特認	経営継承	残高 借換	
	令和9年度 (5月31日)										
	令和9年度 (11月30日)										
	令和 5 年度 (5 月 31 日)	2.05	0.80	0.80	0.80	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和 5 年度 (11 月 30 日)	2. 45	1. 20	1. 20	1. 20	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和 5 年度 (2 月 29 日)	2. 35	1. 10	1. 10	1. 10	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和 5 年度 (3 月 25 日)	2. 35	1. 10	1. 10	1. 10	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和 6 年度 (4 月 30 日)	2. 35	1. 10	1. 10	1. 10	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和 6 年度 (5 月 31 日)	2. 45	1. 20	1. 20	1. 20	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和 6 年度 (7 月 1 日)	2.65	1.40	1.40	1.40	_	1.01	1.01	1.01	_	
34	令和 6 年度 (7 月 31 日)	2.65	1.40	1.40	1.40	_	1.01	1.01	1.01	_	
養豚	令和 6 年度 (9 月 2 日)	2.65	1.40	1.40	1.40	_	1.01	1.01	1.01	_	
特別支援資	令和6年度 (9月30日)	2. 55	1.30	1.30	1.30	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和6年度 (10月31日)	2. 45	1. 20	1. 20	1. 20	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和6年度 (12月2日)	2. 55	1. 30	1. 30	1. 30	_	1.01	1.01	1.01	_	
金	令和6年度 (12月25日)	2.65	1. 40	1. 40	1. 40	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和6年度 (2月28日)	2.75	1. 50	1. 50	1. 50	_	1.01	1.01	1. 01	_	
	令和7年度 (6月2日)	3.05	1.80	1.80	1.80	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和7年度 (9月1日)	3. 25	2.00	2.00	2.00		1. 01	1.01	1.01	_	
	令和7年度 (12月1日)	3. 35	2. 10	2. 10	2. 10	_	1.01	1.01	1.01	_	
	令和7年度 (3月2日)										
	令和8年度 (6月1日)										
	令和 8 年度 (11 月 30 日)										
	令和9年度 (5月31日)										
	令和 9 年度 (11 月 30 日)										

注:融資実行日が融資機関の休業日となった場合は翌営業日とする。